

議会運営委員会記録

1 日 時 平成29年 6月15日 (木曜日)

開 会 午後 1時27分

閉 会 午後 2時 9分

2 場 所 議 会 会 議 室

3 出 席 委 員 10人

委 員 長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 舍 川 智 也

// 江 西 照 康

// 成 田 光 雄

// 横 野 昭

// 村 石 篤

// 高 田 重 信

// 村 家 博

// 柞 山 数 男

4 欠 席 委 員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	赤 星 ゆかり
//	尾 上 一 彦
//	上 野 蛭
//	金 井 毅 俊

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	中田 貴保
事務局次長	岡地 聡
庶務課長	金山 靖
議事調査課長	福原 武
議事調査課副主幹	石黒 隆司
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主任	金井 沙織

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（1名）について諮る
…許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、協議事項の1番目、本委員会に付託されました請願・陳情の審査を行います。まず、

平成29年分請願第6号
「一般質問における持ち時間の議員個人への割当て等を求める請願」
を議題といたします。

請願文書表は、お手元に配付のとおりであります。

まず、事務局に請願文を朗読させます。

事務局 〔請願文を朗読〕

委員長 それでは、本請願について、御意見はありますか。

村石委員

今、請願の文書を読んでいただきましたけど、結論から言うと、社会民主党議員会としては、請願に同意をしたい、採択したいという立場で意見を少し申し上げます。理由の（１）にも書いてありましたように、質問時間を融通できる会派とできない会派があると。このことをどう見るかということですが、例えAさんという議員で、この人は大会派の人とします。その方は、60分を2回、30分を2回することも可能です。会派に割り当てられている質問時間ですから。でも、少数会派のB議員は、30分掛ける4回だけになってしまいます。例えば、同じ地域でAさんとBさんがいたとします。Aさんは60分2回と30分2回、Bさんは小会派で30分掛ける4回と。例えばの話ですが、議員個人個人で見たら、公平とは言えない状況が生まれることがあるということが1つです。2つ目には、（２）のほうで訴えたいのは、議員は3カ月で調査研究をし、視察をしたり、そういうことをした上で、定例会で質問をしたり提案をしたりする。各議員が、みんながそういうことを努めるという、そういうサイクルというか、そういうことをしていく必要があるというぐあいに思っています。したがって、この請願については

採択とすべきと考えます。

舎川委員

私のほうからも村石委員に続きまして、意見を述べさせていただきたいと思っております。まず、この4月に、選挙で我々22人の会派構成となって、現状、この市議会においては大会派と呼ばれるような立場になっているわけでございます。選挙後に行われた、新しいメンバーでの議会改革検討調査会において、質問時間が90分から120分に延長というか、これは拡大だと思います。それが、議会運営委員会で決定されて、現状、それに基づいての運用を、今まさにスタートしようかというところであります。そういう中で、当然、議会改革等はスピード感を持ってやるべきと思っておりますが、まだ1カ月もたたずにして、この請願が出されるということは、まず違和感があると思っております。また、この文書の理由の中で、(1)のまた書き以降です。ね、議会改革検討調査会において昨年度から、大会派と少数会派で質問時間に対してお互い歩み寄れない議論が繰り返されておりますが、質問時間を融通できる—今ほどもおっしゃいましたが、融通できる会派とできない会派が、条件の異なる中で合意点を見出すことができずに、ということでご

ざいますが、そもそも我々は質問時間を融通しているわけではありません。現在、議長と副議長が我が会派に所属しているわけで、議長と副議長は質問ができないことから、お二人の質問時間が会派に与えられております。だから、会派で決められた時間の中で質問をしているわけで、決してほかの会派と条件が違うというものではないかと思っております。大会派は条件が良くて、少数会派は条件が悪いというのは……。そもそも市民の方から選出された議員で構成される議会であります。その議会の討議に基づいて議会を運営していくところでありまして、民主主義のその理念を実現しようとする議会制民主主義において、その理念を否定するものではないかというところで、到底理解はできないと思っておりますし、

(2)の持ち時間のことにつきましても「どんな内容でどれだけの質問を行うかは、定例会の都度でないとは分からないはずです」とあります。また、「年間のスケジュールを立てることなどできるわけがありません」というふうにおっしゃっておりますが、我々は会派として、それぞれ議員の思いを、年間のスケジュールを立てて質問に向かうことで、質問の質を、より向上させて、また、精査して計画的に質問を行っている

いうことでございます。それが議員のレベルアップにもつながることとっておりますし、まして質問の質の向上につながるものと思っております。そういった中で、こういった文面等に関してからも、私としては請願について、当然採択はできないものと思っております。当然、我々も、少数会派も尊重しながら対応させていただいてると、議論は続けていきたいと思っておりますし、これからもその思いは変わらないというところでございますが、今回のこの請願については、採択をできないものと思っております。

江西委員

私も結論からは、これはそのものが大きな問題を含んでいるというふうに考えます。この請願文書を読みました。請願文書の内容については、議会改革検討調査会の中で、村石委員をはじめ、多くの委員からこれとほぼ同様の発言があって、それを踏まえて、これはなかなか結果がでない議題であって、相当な時間をかけて決議した内容だというふうに思っております。今まで一これを決める中でも、村石委員も、その他の委員の発言を尊重して、多数派が暴挙に出て、多数決を取るのではなく、議論を尽くして出尽くした上で決めた内容であると思ってお

ります。私たちは日ごろ、今はこういった
請願文書を見ておりますが、私たち議員一
人一人は、こうした請願文書なき請願とい
うものを、市民から受けて、議会で私たち
の主張を、こういった委員会の場でそれぞ
れ主張して決めている。これが議会制民主
主義の基本であると思います。そういった
中で、相当苦勞をして生み出した結論に対
して—この文書を出されることについては、
私は問題ではないと思いますが、議会改革
検討調査会に入っていた方が紹介議員とな
って、こういったことを蒸し返して、この
1年間一村石委員も、皆さん相当苦勞して、
いろいろな議論を尽くしてきた内容である
と思います。それを改めて、紹介議員とな
ってこういったことが出てくるようなこと
が続くようであると、今後、議会制民主主
義そのものが—例えば、すぐに決を取って
しまおうではないかと。何かあれば、私た
ちも市民から請願書を出してもらって、そ
の都度、定例会で立ち上がろうではないか
とか。そういったことは、議会制民主主義
を根底から—委員会制度ですとか、調査会
の制度が崩れてしまうといった問題を内包
していると思います。ですから、私は中身
云々ではなくて、やはり、議論のテーマに
上がった話題であるのであれば、こういっ

た形でもう一度上げるべきではないというふうに考えます。

村石委員　　今ほど舎川委員のほうから、「会派の中で融通していない。融通しているとすれば、議長、副議長の時間についてだ」という意見があったのですが、今までの中で、自民党会派ではそういう考えではなくて—今までのですよ、結構、時間を融通していたということはありますよね。今まで。

江西委員　　お言葉ではありますけれども、私も過去の議事録を読みました。社民党、共産党、公明党、民政クラブ、それぞれ会派名を名乗っての質問しかしておられません。ですから、会派を代表しての質問をされているということですので、その議論そのものが不毛な水掛け論になるのではないかと思います。

村石委員　　江西委員のほうから、議会制民主主義が崩れるといった発言もありましたけれども、そういったことは私は思っていません。議会というのは、私たち議員が調査研究をして、いろいろ提案や質問をするといったことは当然ですけど、多くの市民の意見に耳を傾けるということも大事なので、いろい

ろな請願が出てきていいというぐあいに私は思っています。

佐藤委員

公明党会派としての発言ということで。この請願自体を見た時に、言わんとされる1点目は、議員個人に質問時間を割当てるということと、年間を定例会ごとにするということで、この理由がいきなり、議会改革検討調査会で時間の件が云々という冒頭から始まっているものですから、この内容については表現が非常にひっかかる点がありますので、これは先ほど舎川委員がおっしゃったように違和感を持つような部分があります。いずれにしましても、この趣旨が、今、さまざま、議会改革検討調査会等で時間を含めた持ち時間、それから私たちの今までの概念は、もしかしたら社民党さんも同じではないかと思うのですが、会派を名乗って会派としての質問—すり合わせをしながら、今回、誰かが質問をされるということになれば、これまでもそうですが、私ども公明党会派は、今議会においても、自分の所属する委員会についての質問は、基本的にこれまでどおりやめようという思いで、会派内で議論をしておりました。当然、私が所属する委員会についての質問は、他の議員に一同し会派から質問をしますので、

こういった内容も入れてくれというようなやり方をしていますので、質問の内容も、ある意味では、こちらの言うところの「融通」ということになるのですかね。そういうことで、時間についても、当然、少数だろうと大きいところであろうが、いろいろな事情で登壇できない時があれば、その分、例えば今回は45分くらいでいいかなというときには15分の分をとるか、30分でいこうかというときはその分を、ほかの方にあげる—同じ会派ですので、質問内容についても、時間についても。何度も言いますけれども、私はあくまでも議会というのは、いろいろな要望をするときも含めて全会一致で、当然、質問の内容について「なるほど、いいな」ということについては、呼吸を合わせて当局にしっかりと要望をしていくことはあり得るわけですから、そういう意味で、まずは会派で同じスタンスで質問していくということは、当然、会派を名乗るということは—そのために会派をつくっているのではないかと思っています。そういった意味からいっても、時間を延長するかどうかということについては、この請願には入っていませんけれども、それも含めて、多くの新人の方も出られましたし、新しい会派も生まれたということで、今回、

6月議会を見てもいろいろな質問が一失礼ですけれども、今さらこういう質問かという内容もあるわけですが、そういう中で、しっかりと議員が質を、レベルを上げていて、本当に質問をするためにはこれだけの時間が必要なのだとということも含めて、それぞれがこの1年でしっかりと勉強を合って、その上でさらに時間も必要だと言うのか、さらに個別の時間も必要だと言うのか、そういったことも踏まえて、しっかりと検証をするということです。今回大変申しわけないのですけれども、この2点について、理解できないことはないのですが、一旦落ち着いて、こういったことも含めて勉強をしていくという意味で、最終的には、恐縮なのですが、1年終わってからまた検討をするという意味で、今回について私は一旦不採択という思いであります。

委員長 ほか意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないですね。念のため確認いたしますが、本請願を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないということで、確認しました。
それでは、引き続き審査を続けます。
これより、平成29年分請願第6号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、平成29年分請願第6号についてお諮りいたします。
本請願は、採択することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手少数であります。
よって、平成29年分請願第6号は不採択することに決定しました。
次に、
平成29年分陳情第16号
「委員会のインターネット中継等の活用についての陳情」
を議題といたします。
陳情者から提出された陳情の趣旨内容につきましては、委員の皆さんに事前にお配り

しており、御確認いただいているかと思いますが、まず、事務局に陳情書の概要を朗読させます。

事務局 〔陳情文書表の趣旨を中心に朗読〕

委員長 それでは、本陳情について、御意見等はありませんか。

柞山委員 結論から言うと不採択であります。この陳情の趣旨に、委員会のインターネット中継などの活用ということで、現在、本市議会は本会議のインターネット中継はやっておりますし、ケーブルテレビ中継については来年3月からということで、今、作業中であります。それでこの文章を読むと、インターネット中継などの活用というふうになっていて、現在、設置もしていないものを活用しろというように感じるわけですが、ともかく、本会議のケーブルテレビの放映とインターネット中継に着手しているところでありまして、委員会のことまで精査をしたこともないし、現在、施設の設備もないということで不可能であります。よって、この陳情については不採択でお願いしたいと思います。

江西委員 この件については、議会改革検討調査会のほうに、複数の会派から議論すべきテーマとしてあがっている内容でもあるかと思えますので、結果としては不採択というか、ふさわしくないと思えます。

柞山委員 つけ加えて言いますと、陳情の根拠となる経緯の解説や根拠を求めたいので設置せよという話でありますので、もともとの、私たちが思う委員会のインターネット放送についての思いとはかけ離れたところにあるという思いでありますので、そのことも付議していただきたいと思えます。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き、審査をつづけます。
これより、平成29年分陳情第16号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
それでは、平成29年分陳情第16号について、お諮りいたします。
本陳情を採択することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

委員長 賛成者なしであります。
よって、平成29年分陳情第16号は不採択とすることに決定しました。
次に、協議事項2番目の各会派で御検討いただくことになっておりました、意見書・決議についてであります。
各会派で御検討いただきました結果を順次、お聞かせください。
まず、1番目の「精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

佐藤委員 賛成です。

村石委員 賛成です。

委員長 全会一致でありますので、議運として議員提出議案とすることに決定いたしました。
ここで、ただいま、議員提出議案として取

り扱うこととなりました本意見書と、13番目の意見書、「精神障がい者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書」については、同じ趣旨だと思われるのですが、この取扱いについては、いかがいたしましょうか。

高田委員 この団体からの意見書につきましては、趣旨としては賛成であります。そこで、自民党では案文中の表現について、障害者の「害」という字が平仮名になっていたわけですが、富山市では漢字を使うということもありまして、その文言、また、てにをはについて、多少の体裁を整えていくということなどで、変更をさせていただいているところであります。趣旨については全く一緒です。この表現につきましては、この団体に連絡を取りまして、自民党の案でよろしいですか、ということで御了解をいただいておりますので、自民党の案で提出させていただければと思っております。よろしくをお願いします。

委員長 公明党さんと社民党さんも、それでよろしいですか。

村石委員 賛成なのですからけれども、これは、13番の

陳情をされた青山さんと自民党との間で協議をされたということで、それはそれとしていいのですけれども、やはり議会運営委員会として、このような流れでこういうことになりましたと知らせる必要があると思うのですが、委員長から事務局に聞いていただけないでしょうか。

議事調査課長 採決の結果は、提出者に対して通知されます。今回の場合ですと、提出されたものとは違いますが、同趣旨の意見書が可決されましたという通知を提案者に送付いたします。

委員長 今ほど課長からの御説明もありましたけれども、各会派の意見をまとめますと、この意見書について、一部修正をした自民党案を議員提出議案とするということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。次に、2番目の「ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 賛成です。

村石委員 賛成です。

委員長 全会一致でありますので、議運として議員提出議案とすることに決定いたしました。次に、3番目の「雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 この文言については、「雪崩遭難」となっておりますが、データを見ると、山岳遭難という、夏場でも遭難が多い中であって、その文言を、また、意見書案の記書きの2番と5番につきまして、旧の言葉遣いもあったりするものですから、公明党さんと文言調整をさせてもらうことでよければ、賛成ということなのですが……。

佐藤委員 結構です。雪崩についても、まさに山岳での内容ですので、全く問題ございません。内容的にもうちょっと、私も調査をし尽くしてなかった点もありましたので、あわせてまた検討をしたいと思います。

村石委員 賛成です。ちょっとつけ加えると、現在、ビーコンというものが使われているのです

けれども、届く範囲が短いということで、この意見書については賛成ということにしました。

委員長

先ほどの件もありますが、公明党さんと自民党さんとですり合わせた案文を、正式な決定としていきたいと思います。それによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、全会一致でありますので、議運として議員提出議案とすることに決定いたしました。

次に、4番目の「慎重な憲法論議を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員

反対です。

佐藤委員

調査・研究です。

委員長

全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、5番目の「労働基準法等改正案（閣

法)の撤回を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 調査・研究です。

佐藤委員 調査・研究です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
次に、6番目の「政治分野への男女共同参画を推進するための法整備を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 調査・研究です。

佐藤委員 調査・研究です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
次に、7番目の「ライドシェアの導入に反対し、安心・安全のタクシーを求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 反対です。

佐藤委員 調査・研究です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、8番目の「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 調査・研究です。

佐藤委員 調査・研究です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、9番目の「地方バス補助の上限引き下げに反対する意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 調査・研究です。

佐藤委員 調査・研究です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決

定いたしました。

次に、10番目の「富山市議会政務活動費（政務調査費）の不正取得の全容を解明し、不正を根絶することを誓う決議」について、御意見をお聞かせください。

柞山委員

不採択です。内容に「真摯に反省し、心から謝罪します。」とありますが、この謝罪については、12月定例会初日に、当時の五本会長が本会議場で謝罪をしております。また、「全容解明し、二度と不正のない」ということについては、政務活動費のあり方検討会でこれまでも十分調査し、今年度、新たな、不正の起きない運用指針をスタートさせたところであります。それから全容解明については、一部、警察の取扱いもありますし、先般の監査委員の勧告もあった次第であります。そういう中で、一方では議会改革を進めているという段階で、改めてここで決議を行うということは、12月1日、9党派共同提案ということの中での反省と陳謝も何のためにやったのか、意味がなさないことになりますので、この決議については否定いたします。

佐藤委員

私どもも、結論的には不採択です。あえて

決議をするということですので、今ほど自民党さんからも話がありましたけれども、二度と不正を行わないという強い決意の表明を議会一致でしたという思いの中で、まさに昨年、五本議員が内容的にも、不正の全容解明と議会改革に積極的に取り組むというような文言にも、ともに同じ決意で私どももスタートしたという思いであります。

「議会として全容解明」という言葉は、そのときにも使っているのですけれども、もともと政務活動費については、議員個人並びに会派に支給ということで、きちんと使うということの義務は、議会全体でありながら、会派ということになりますので、そういう意味では、「議会として全容解明」という、この文言については、基本的にはそれぞれの会派が責任を持って、そういう疑わしい内容についてはきちんと精査していくと。先般の監査請求等々にありましたけれども、これも同じ思いで、多分、他の会派の方々も一緒だと思いますけれども、もう一度、本当に相当時間をかけて、きちんと精査、全容解明を一私ども公明党に対しても、ある意味では疑いを持たれたわけですから、相当の時間をかけて私も精査をさせていただきました。同じ思いで、私自

身も全容解明に当たるということでやってまいりましたので、改めて今、ここで決議を行うというようなことは必要ではないと思っております。

村石委員

賛成です。基本は佐藤委員がおっしゃるように、会派であったり、議員個人なのですが、市民から言うと、どこの会派であろうと議員が不適切な請求とか、不正請求をしたというぐあいに見られてしまうわけですよ。どことこの会派の誰誰ということも、もちろんありますけれども、議会として「どうなっとるがよ」というぐあいに見られるわけで。そういう意味では、議会としてちゃんと解明をして、二度とこういうことが起こらないように決議することには意味があると思いますので、賛成です。

委員長

全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、11番目の「核兵器禁止条約の国連会議」（「核兵器全面廃絶につながる、核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議」）に日本政府がすみやかに参加することを求める意見書」に

ついて、御意見をお聞かせください。

高田委員 反対です。

佐藤委員 調査・研究です。

村石委員 賛成です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、12番目の「組織犯罪処罰法改正案」に関する慎重な審議を求める意見書について、御意見をお聞かせください。

高田委員 反対です。

佐藤委員 もう決定していますよね。反対です。

村石委員 意見書の趣旨が大事だと思いますので、賛成です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次の13番目の意見書については、先ほど

協議したとおりであります。

次に、14番目の「市民を監視し、抑圧する「テロ等準備罪」を導入する「組織的犯罪処罰法改正案」に反対する意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 反対です。

佐藤委員 反対です。

村石委員 賛成です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

それでは、ただいまの協議内容について、事務局から確認させます。

議事調査課長 それでは、ただいまの協議内容について確認をいたします。全会一致となった意見書は、1番、2番、3番。13番につきましては、先ほどの1番をもったの取扱いとなります。全会一致とならなかったものは、4番から12番まで、および14番ということになります。次に、提案者を発表させていただきます。なお、こ

れまでも、全会一致のものにつきましては、議会運営委員会の委員の皆さんの中で、議席番号順に提案いただいております。それに倣いまして、1番目の精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書につきましては、議員提出議案第10号で舎川委員の提案になります。2番目の、ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書につきましては、議員提出議案第11号で江西委員の提案となります。次に、3番目の雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書につきましては、議員提出議案第12号で成田委員の提案となります。説明につきましては以上でございます。

柞山委員 この3番目ですが、さきほど議論の中で、「雪崩」なのか「山岳」なのか、ここは精査をしてください。

委員長 それは最終的に……

佐藤委員 山岳という表現になろうかと思えます。

委員長 山岳という表現に直したものでお願いします。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

平成 29 年 6 月 定例会
議会運営委員会記録署名

委員長 金 厚 有 豊

署名委員 成 田 光 雄

署名委員 横 野 昭